

## 令和5年度東京工業大学匿名加工情報の提案募集について

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）第53条第2項及び国立大学法人東京工業大学個人情報保護規程（令和4年規程第7号。以下「規程」という。）に基づき、令和5年度東京工業大学匿名加工情報の提案募集を以下のとおり行います。

### 1. 募集期間

令和5年9月19日（火）8時30分～令和5年10月18日（水）17時15分まで

### 2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、東京工業大学（以下「本学」という。）のウェブページ（以下URL参照）に掲載しています。

<http://www.somuka.titech.ac.jp/sogokikaku/hishikibetsu/taisyouchiran2023.pdf>

### 3. 提案の主体（提案者の要件）

東京工業大学匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、規程第63条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 未成年者</li><li>② 精神の機能の障害により東京工業大学匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li><li>③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li><li>④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li><li>⑤ 保護法第120条の規定により同法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</li><li>⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの</li></ul> |
|---|

注） 代理人による提案の場合は、代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

### 4. 提案の方法

#### （1）提出書類

提案にあたっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出して下さい。

○ 提案書類

① 提案書

東京工業大学匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（様式1）

② 添付書類

誓約書（様式2）

東京工業大学匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（任意様式）

提案をする者の本人確認書類（※1）

委任状（代理人の権限を証する書面）（※2）

その他本学が必要と認める書類（※3）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

（様式1） <http://www.somuka.titech.ac.jp/sogokikaku/hishikibetsu/yoshiki1.docx>

（様式2） <http://www.somuka.titech.ac.jp/sogokikaku/hishikibetsu/yoshiki2.docx>

※1 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付して下さい。提案をする者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書又は印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付して下さい。

※2 代理人による提案をする場合に限りです。

※3 必要な場合には、提案書類受領後に本学より連絡します。

(2) 提出方法

持参又は郵送・信書便により、提案書類2部をこの募集要項の最後に記載されている「本件に関する連絡先・書類の提出先」まで提出して下さい。

- ・ 持参による場合は、平日の8時30分から17時15分まで（年末年始を除く。また、12時15分から13時15分までを除く。）。なお、持参いただく際は、事前に、担当まで電話又はメールにて、ご連絡いただけますと幸いです。
- ・ 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「東京工業大学匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きして下さい。また、締切日当日必着です。

5. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が規程第 63 条の各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る東京工業大学匿名加工情報の本人の数が、1000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして施行規則第 62 条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 提案に係る事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 提案に係る東京工業大学匿名加工情報を事業に供する期間が、当該事業の目的並びに東京工業大学匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- ⑥ 提案に係る東京工業大学匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに当該東京工業大学匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該東京工業大学匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 提案に係る東京工業大学匿名加工情報を作成する場合に本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

## 6. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

## 7. 東京工業大学匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「東京工業大学匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、東京工業大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、東京工業大学匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

## 8. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した東京工業大学匿名加工情報の著作権は、本学に帰属します。
- (5) 東京工業大学匿名加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成

26 年法律第 68 号) の対象外となります。  
(6) 提案書類は返却しません。

○ 本件に関する連絡先・書類の提出先

〒152-8550

東京都目黒区大岡山 2-12-1 事務局 1 号館

国立大学法人東京工業大学 総務部総務課法規グループ

電 話 : 03-5734-2033

メール : [privacy★jim.titech.ac.jp](mailto:privacy★jim.titech.ac.jp) (※★を@に置き換えて下さい。)